

ID: 5

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	閲覧の中止等		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町長の資産等の公開に関する規則 第10条第5項		
<b>例規番号</b>	平成7年規則第33号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。  (報告書の閲覧)</p> <p>第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。</p> <p>2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、町長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 前3項の規定する違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、町長が定める。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日